

皇室令及び附属法令は、その根拠規程である現行の皇室典範が廃止されるに伴い当然これを廃止する必要があるので本件を以て皇室令及び附属法令は本年五月二日限りこれを廃止しようとするものである。按ずるに、本案の二件は、いずれも日本國憲法の施行に伴う必要な措置であつて、別に支障の廉を認めない。よつて本案の二件は、この儘これを可決されて然るべきものと思料する。右謹で、審査の結果を報告する。

議長(清水) 別に御発言もないから、第二読会以下を省略して、直ちに採決する。本案賛成の各位の起立を請ふ。

(全員起立)  
議長(清水) 全会一致可決された。

○  
議長(清水) 次に、  
樞密院官制及事務規程等の廃止に関する勅令

を議題に供し、第一読会を開き朗読を省略し  
て、直ちに審査の結果を報告せしむる。

報告員

(諸橋)

謹で、本件を審査するに、本件の勅

令は、來る五月三日を以て施行せらるる改正  
憲法の趣旨に則り、枢密院廃止に伴う措置と  
して、(一)枢密院官制及事務規程並びに昭和二  
十一年勅令第百九十八号(枢密院事務官に關  
する勅令)は、五月二日を限り、これを廃止し、(二)  
枢密院の残務整理事務は、内閣総理大臣の定  
めるところにより、その所管部局が掌ること

と爲すものであつて、別に支障の虞を認めな  
い。よつて本件は、この儘これを可決せられて差  
支えないかめと思料する。

右謹で、審査の結果を報告する。

議長

(清水)

別に御発言もないから、第二読会以

下を省略して、直ちに採決する。本案賛成の各  
位の起立を請ふ。

(全員起立)

議長

(清水)

全会一致可決された。

以上を以て会議を終了する。

(午前十時四十分閉会)

議長

清水澄

書記官長 藤橋 襄

事務官

高辻正巳

鈴木知男

相 密 院